

事 務 連 絡  
令 和 6 年 3 月 29 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人が満たすべき要件（社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の 80/100 を超えること）における令和 6 年度以降の新型コロナワクチン接種に係る収入金額の取扱いについて

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 42 条の 2 第 1 項に規定する社会医療法人、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 67 条の 2 第 1 項の規定による承認を受けた同項に規定する医療法人（特定医療法人）及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号）附則第 10 条の 4 第 1 項に規定する認定医療法人（以下「社会医療法人等」という。）の満たすべき要件（社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の 80/100 を超えること（以下 80/100 要件という。））における「予防接種に係る収入金額」については、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）等において、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等（※1）及びその他厚生労働大臣が定める予防接種（※2）に係る収入金額を 80/100 要件における分子に計上することとされています。

本年 3 月 29 日に、「予防接種法施行令の一部を改正する政令」（令和 6 年政令第 116 号）及び「予防接種法施行規則等の一部を改正する省令」（令和 6 年厚生労働省令第 69 号）が公布され、新型コロナワクチン接種について、予防接種法第 2 条第 5 項の臨時の予防接種としての位置づけを令和 5 年度末で終了し、令和 6 年度以降は、新型コロナウイルス感染症を同法第 2 条第 3 項に規定する B 類疾病に位置づけた上で、①65 歳以上の者及び②60 歳以上 65 歳未満の者であって所定の基礎疾患を有する者に対して同条第 4 項に規定する「定期の予防接種」として実施することとなりました。

これにより、令和 6 年 4 月 1 日以降、80/100 要件の分子に計上する新型コロナワクチン接種による収入金額は、定期の予防接種として行った①65 歳以上の者及び②60 歳以上 65 歳未満の者であって所定の基礎疾患を有する者に対する接種となります。

ただし、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 11 条の規定に基づく特定感染症予防指針が策定されることも見込まれることから、その場合には、「医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種」（平成 29 年厚生労働省告示第 314 号）を改正し、定期の予防接種として行った①65 歳以上の者及び②60 歳以上 65 歳未満の者であって所定の基礎疾患を有する者以外の者に係る新型コロナワクチン接種に係る収入金額についても令和 6 年 4 月 1 日に遡って 80/100 要件における分子に計上する取扱いとすることを考えております。このため、当該要件の確認に当たって遡り適用もあり得ることにご留意いただき、併せて、管下の関係の法人へは、定期の予防接種以外となる新型コロナワクチン接種に係る収入金額についても、引き続き把握していくよう周知をお願いいたします。

※1 「定期の予防接種等」とは、予防接種法第 2 条第 4 項に規定する定期の予防接種及び同条第 5 項に規定する臨時の予防接種のこと。

※2 「その他厚生労働大臣が定める予防接種」とは、医療法施行規則第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種(平成 29 年厚生労働省告示第 314 号)に定める予防接種のこと。